

24財記念第45号
平成24年6月4日

各都道府県・政令指定都市教育委員会
文化財行政担当課長 殿

文化庁文化財部記念物課長

矢野和彦

(印影印刷)

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査
のための職員派遣について（依頼）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査につきましては、本年4月から、関係道府県等教育委員会より埋蔵文化財専門職員を岩手県、宮城県及び福島県に派遣していただくなど、積極的に対応していただき、深く感謝申し上げます。

当該職員派遣については、東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（平成23年9月30日付け23庁財第288号）により、依頼しているところですが、今般、宮城県及び福島県より、今後更なる復興事業の増加が見込まれており、今年度の下半期についても、専門職員の追加派遣について、特段の配慮を願いたい旨の要請がありました。

つきましては、別紙資料を参照いただき、別紙様式により平成24年6月15日（金）までに御回答をお願いします。

なお、岩手県、宮城県及び福島県においては、復興事業の進捗状況に応じて、引き続き、平成25年度以降においても職員派遣を希望していますので、各都道府県等教育委員会におかれては、追加の職員派遣要請があった場合についても特段の御配慮・御協力をお願い申し上げます。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課

専門官 草野 純一 (内線2874)

係長 堀 敏治 (内線4768)

電話：(代表) 03-5253-4111 (直通) 03-6734-2876

FAX：03-6734-3822

(調査票送付先)

メールアドレス (toshi-h@bunka.go.jp)

派遣に係る留意事項等

1 派遣の種類

本派遣調査は、災害復旧に伴い、地方自治法第252条の17の規定に基づくものを想定しています。

2 派遣先及び業務

派遣先は宮城県教育委員会又は福島県教育委員会になります。

派遣後、各県の事情にあわせて、県事業・市町村事業に従事していただくこととなります。

なお、埋蔵文化財発掘調査を最小化する観点から、各県の事情に応じて復興事業の進捗に合わせた開発事業との事前調整を担っていただくこともあります。

3 派遣を希望する3県からの希望

(1) 受け入れ希望期間

平成24年10月1日～平成25年3月31日

※開発事業計画によって、さらに派遣の延長をお願いすることも考えられます。

(2) 各職員の派遣希望期間

人員の確保が困難と見込まれていますので、半年未満の期間であっても派遣が可能な限り、記載くださるよう、よろしくお願いします。

(3) 派遣希望職員数

平成24年度 下半期 12名程度

うち、 宮城県 8人

福島県 4人

平成25年度 具体的な数字は未定

※平成25年度以降の人数は未定ですが、さらに派遣をお願いする人数は増えるものと予想されます。

※今後も事業計画の変化が予想され、流動的なものであることをご了解下さい。

4 回答にあたっての留意事項

平成25年度以降の派遣の見込みについて可能であれば、中長期（25年度から28年度）の派遣の見込みをご記入ください。（平成〇年度から派遣が可能、平成〇年度から〇人程度なら可能など。）

5 その他

- (1) 今回は、各都道府県、政令指定都市に依頼をしています。各都道府県内のそれ以外の市町村で派遣ができるのであれば、各都道府県の判断で照会ください。
- (2) 派遣先は、文化庁と岩手県、宮城県及び福島県で調整して決定することを検討しております。その後、派遣元と派遣先のそれぞれの県において派遣に関する協定等を締結することになります。

派遣予定職員に関する調査等
(埋蔵文化財専門職員)

■都道府県・政令都市名

■連絡先

担当部署

氏 名 (ふりがな)

TEL

FAX

E-Mail

1. 平成24年度下半期(10月1日～)の派遣について

(1) 「派遣できる」又は「派遣できない」を回答願います。

①派遣できる (人)

②派遣できない

回答【 (人) 】

2. 平成25年度以降の派遣の見込みについて(自由回答)

3. 派遣にあたっての要望事項等(自由回答)